

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年3月17日(木) 午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 11 清水 喜代己 ・ 23 川邊 千秋

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第7号 特定農地貸付承認申請について
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長

それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。

本日の欠席者は、21番 坂野 大徹委員、1名でございます。出席委員は13名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

11番 清水 喜代己委員、23番 川邊 千秋委員よろしくお願いします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。

事務局をお願いします。

事 務 局

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から11で、件数は11件、面積は26,559㎡で、その内訳は田が26,328㎡、畑で231㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから8ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は75,709.54㎡で、その内訳は田が45,579.91㎡、畑が30,089.97㎡、その他が39.66㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地、でございます。

以上、件数は1件、合計面積は323㎡ですべて畑でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、番号2、分譲住宅用地

番号3、倉庫用地

番号4、番号5、一般個人住宅用地

番号6、番号7、資材置場用地

番号8、駐車場および物置用地

番号9、一般個人住宅用地

以上、件数は9件、5, 839㎡で、その内訳は田が3, 506㎡、畑が2, 333㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、資材置場用地

以上、件数は1件、面積は924㎡で、すべて田でございます。

12ページから17ページをお願いします。

報告第6号 時効取得による所有権移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田が4, 357㎡、畑で519㎡、合計面積は4, 876㎡となります。

取得年月日は、昭和36年6月10日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は田で1, 58㎡になります。

取得年月日は昭和46年4月10日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で860㎡になります。

取得年月日は平成4年10月8日でございます。

番号4、権利者 _____、申請地は畑で2, 622㎡になります。

取得年月日は平成4年8月4日でございます。

番号5、権利者 _____、申請地は畑で1, 450㎡になります。

取得年月日は平成4年6月1日でございます。

番号6、権利者 _____、申請地は畑で14, 454㎡になります。

取得年月日は平成4年5月11日でございます。

いずれの案件につきましても、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は6件でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 _____、受人 _____、面積 8, 562㎡、渡人 _____、面積 8, 562㎡、申請地 片田長谷町大門 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 72㎡ 外10筆、合計面積 8, 562㎡。

これにつきましては、受人は、農業経営を引き継ぐために、渡人である父親から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 雲出、受人 _____ (持分9分の2) 外2名、面積 9, 794 m²、渡人 _____ (持分3分の1) 外1名、面積 8, 078 m²、申請地 雲出本郷町五反垣内_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 284 m² 外4筆、合計面積 1, 731 m²。

これにつきましては、受人は、当該地の名義整理のために、持ち分3分の1を所有する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 雲出、受人 _____、面積 7, 263 m²、渡人 _____、面積 772 m²、申請地 雲出本郷町宮ノ前_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 772 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、離農する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 雲出、受人 _____、面積 102, 226 m²、渡人 _____、面積 3, 310. 68 m²、申請地 雲出島貫町北藤本_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 349 m² 外1筆、合計面積 2, 639 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 上野、受人 _____、面積 26, 068. 50 m²、渡人 _____、面積 2, 120 m²、申請地 河芸町久知野八反田_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 734 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 棕本、受人 _____、面積 951 m²、渡人 _____、面積 231 m²、申請地 芸濃町棕本八幡前_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 231 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

また、受人の下限要件面積につきましては、次の番号及びこの後にご審議いただく議案第3号にて、農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借）も申請しており、この申請とあわせて下限面積要件を満たしております。

番号7、地区 棕本、受人 _____、面積 951 m²、渡人 _____、面積 1, 711. 39 m²、申請地 芸濃町棕本八幡前_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 9. 39 m² 外1筆、合計面積 270. 39 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 安濃、受人 _____、面積 100, 485 m²、渡人 _____、面積 2, 559 m²、申請地 安濃町曾根西川原_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 526 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 安濃、受人 _____、面積 6, 540. 91 m²、渡人 _____、面積 14, 396 m²、申請地 安濃町内多向出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 115 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、利便性向上のため、自宅に隣接する農地を譲り受けるものです。

番号10、地区 安濃、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 15, 305 m²、申請地 安濃町曾根北浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3, 478 m² 外10筆、合計面積 15, 305 m²。

これにつきましては、受人は、_____の遺言により、特定遺贈として申請地を譲り受けるものです。

番号11、地区 明合、受人 _____、面積 6, 908 m²、渡人 _____、面積 175 m²、申請地 安濃町田端上野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175 m²。

これにつきましては、受人は、自身の耕作地に近いことから、離農する渡人から申請地を譲り受け、耕作の利便性向上を図るものです。

番号12、地区 香良洲、受人 _____、面積 2, 095 m²、渡人 _____、面積 2, 186 m²、申請地 香良洲町新開地_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 531 m² 外8筆、合計面積 2, 186 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、香良洲地区に関しましては、下限面積が2, 000 m²であることから、今回の申請は面積の要件を満たしているものになります。

以上、件数は12件、合計面積は34, 246. 39 m²、このうち田が28, 962 m²、畑で5137. 39 m²、その他が雑種地で147 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 片田 外、お願いします。

東海委員 4番、東海です。事務局の説明通り、何の問題もございませんでした。よろしくをお願いします。

議 長 番号2から番号4、地区 雲出、お願いします。

村澤委員	5 番、村澤です。事務局の説明通り、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 5、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8 番、喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 6、番号 7、地区 棕本、お願いします。
牧野委員	1 0 番、牧野です。3 月 8 日に現地を確認しました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 8 から番号 1 0、地区 安濃、お願いします。
海野委員	1 2 番、海野です。8 番から 1 1 番の明合まで、3 月 8 日に地元推進委員と私たち農業委員 2 名で現地確認を行いました。全ての案件に付きまして問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 2、地区 香良洲、お願いします。
村澤委員	5 番、村澤です。これも事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から 1 2 について、委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、許可することに決定いたします。 次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	2 1 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 雲出、借人 _____、面積 2 5 0, 0 7 5. 7 5 m²、貸人 _____、面積 4, 8 8 8 m²、申請地 雲出長常町十一ノ割_____ 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 5 2 3 m² 外 1 筆、合計面積 4, 1 1 4 m²。 これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する貸人から申請地を 5 年間借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積 4, 114.00㎡、田でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。事務局の説明通り問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借）、について事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 棕本、借人 _____、面積 951㎡、貸人 _____、
面積 6,359.32㎡、申請地 芸濃町棕本横山_____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 5,983㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する貸人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積 5,983.00㎡で、田でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

牧野委員	10番、牧野です。この件は議案第1号の番号6と7の案件で出ました。畑を譲り受けるには下限面積が足りないので、田を借り入れて営農を拡大することです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 雲出、申請者 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯_____ 台帳地目・現況地目とも畑、面積 487㎡ 外1筆、合計面積 1,263㎡。 これにつきましては、申請地に太陽光発電施設及び農業用倉庫を設置するものです。 申請地に隣接する農用地にビニールハウスを設置し、そのハウスで使用する電力を太陽光発電で補います。 農業用倉庫に関しましては、建築面積 100㎡、太陽光パネル設置面積は、457.60㎡、パネルの設置率は、倉庫面積を除外した転用面積の39.34%になります。 農地区分は、農用地区域内の農業用施設用地となります。 番号2、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多向出_____ 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 79㎡ 外2筆、合計面積 296㎡。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 昭和47年に自身の所有する敷地内に農業用倉庫を建設した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町田端上野西観_____ 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 215㎡ 外1筆、合計面積 303㎡。 これにつきましては、申請地を倉庫及び庭用地とするものです。 昭和59年に相続を受けた時点で、すでに現況の状態であった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件、合計面積は1,862㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。3月8日に会長、部会長同席で現地確認をいたしました。事務局の説明通り、イチゴの水耕栽培の電源のためにソーラーを付けるということでした。何の問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。2番、3番合わせて申し上げます。3月8日に地元推進委員、支所の担当、農業委員2名で現地確認を行いました。問題なしとの判断をさせていただきました。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（所有権移転）、について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一身田大古曾前ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 408㎡ 外1筆、合計面積 757㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場兼駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 半田平木 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 589㎡ 外3筆、合計面積 2,311㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を _____ 用地とするものです。

現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田長谷町大門_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 188㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。しかしながら、既に農業用倉庫が建設され、転用面積が200㎡を下回っておりますことから、農地法施行規則第29条第1号に該当し、第4条許可は許可不要案件でありましたが、今回は所有権移転を伴いますことから5条許可とし、追認するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田町清水_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 2.73㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を_____用地とするものです。

以前の_____が、県道の拡張工事に伴い廃止となったことから、令和2年8月ごろに申請地に移したとの内容の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,190㎡ 外4筆、合計面積 4,236㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,536.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の83.47%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本藤ノ山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,358㎡ 外1筆、合計面積 1,529㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。

現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生中相野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生中相野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 17㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣地の境界に設置した工作物の補修作業用の進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳礪_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 369㎡ 外1筆、合計面積 491㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安濃上大谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 416㎡ 外3筆、合計面積 1,095㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事業用駐車場用地とするものです。

令和2年8月より、受人の事業所の駐車場用地として利用する際に、農地転用の申請を行うことを失念していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町曾根西川原_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積572㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸駐車場用地とするものです。

遺言による特定遺贈を受けた時点で、既に近隣にある_____の駐車場用地であった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は11,697.73㎡、このうち田が8,018.73㎡、畑で3,679㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員	3 番、田村です。3 月 8 日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通り、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 2、地区 神戸、お願いします。
東海委員	4 番、東海です。3 月 8 日に会長、部会長、事務局、地元推進委員、関係者合計 8 名で現地確認をさせていただきました。何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。 次に番号 3、番号 4、片田地区ですが、3 月 8 日に事務局、地元推進委員と現地確認いたしました。何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 5、地区 雲出、お願いします。
村澤委員	5 番、村澤です。3 月 8 日、会長、部会長同席で現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 6、地区 棕本、お願いします。
牧野委員	10 番、牧野です。3 月 8 日に会長、部会長、地元委員、事務局と現地確認をいたしました。何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 7、番号 8 地区 草生、お願いします。
内藤委員	13 番、内藤です。番号 9 まで報告させていただきます。3 月 8 日、地元推進委員、事務局、農業委員 2 名とで現地確認を行いました。問題ございませんでした。 9 番ですが、同じく 3 月 8 日、地元推進委員、2 名の農業委員、事務局とで確認させていただきました。問題ございませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 10、番号 11、地区 安濃、お願いします。
海野委員	12 番、海野です。3 月 8 日に地元推進委員、支所の担当、農業委員 2 名と現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。 11 番は議案第 1 号の 10 番と関連がございます。以上です。
議 長	番号 1 から番号 11 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

26ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、
でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾
町大谷____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 1, 726 m² 外4筆、合計面積 5, 525 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間におよそ3か月間の使用貸借を設
定し、申請地を観光藤園として一時転用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、期間を定めた一時利用に供する不許可の例
外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町川
西藤ヶ森____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 245 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申
請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町清
水門田____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 359 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申
請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は6, 129. 00 m²、このうち田が4, 04
4. 00 m²、畑で2, 085 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

田中委員

2番、田中です。3月8日に会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確
認を行いました。事務局説明通り何の問題ありませんでした。

また、3月12日に高野尾の地域協議会においても審議しました。問題ない
ということでした。よろしくお願いします。

議長

番号2、地区 村主、お願いします。

内藤委員

13番、内藤です。3月8日に地元推進委員と農業委員2名、事務局とで現
地を確認いたしました。何ら問題無いと判断させていただきます。

議 長	番号 3、地区 安濃、お願いします。
海野委員	1 2 番、海野です。3 月 8 日に地元推進委員、支所の担当、農業委員 2 名で現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 3 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 7 号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	2 7 ページをお願いいたします。 議案第 7 号 特定農地貸付承認申請について、でございます。 番号 1、地区 栗真、開設主体 _____、農地所有者 _____、対象農地 栗真小川町大門 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 7 5 3 m ² 外 4 筆、合計面積 2, 1 6 6 m ² 。貸付期間 1 年間、募集及び選考方法は、WEB 掲載で募集を募り、一般公募抽選にて決定、1 区画当たりの面積および貸付区画数 3 0 m ² で 5 0 区画、1 区画当たりの貸付料 年額 6, 0 0 0 円。 これにつきましては、農地を借りる法人が主体となっていく市民農園の開設で、特定農地貸付の承認申請でございます。 市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規程などが添付されており、その内容につきまして、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付の条件等は適切で、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項に規定される承認の要件を満たしていると考えます。 以上、件数は 1 件、面積は 2, 1 6 6 m ² 畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 栗真、お願いします。
事 務 局	本日、担当委員である 2 1 番 坂野委員が欠席されておりますが、事前に当委員会にご連絡をいただいております。その内容は、『現地確認で特に問題ない』とのことでした。以上報告させていただきます。
議 長	番号 1 について、説明の通りでした。

	皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 7 号については、承認をすることに決定いたします。 次に議案第 8 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	28 ページをお願いいたします。 議案第 8 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 雲出、願出者 _____、申請地 雲出本郷町茶ノ木原 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 208 m²。 これにつきましては、平成 10 年 11 月 24 日に撮影された航空写真により、宅地化していることが確認できました。 また、申請地については、昭和 50 年に親族が経営する会社が申請地に倉庫を建築しましたが、15 年前に焼失し、現在まで資材置場用地として活用しているとの旨の記載があり、現地確認にて航空写真と同様の内容が確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は 1 件、合計面積は 208 m²、田でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 雲出、お願いします。
村澤委員	5 番、村澤です。3 月 8 日に現地確認いたしました。事務局説明通り何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 8 号については、証明をすることに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で 1 2 3, 4 5 0 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 7, 7 2 3 m²、契約件数は 3 6 件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 2 8, 4 8 3 m²、契約件数は 1 4 件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 3 0, 7 8 1. 4 2 m²、畑の使用貸借で 1, 2 7 0 m²、契約件数は 2 7 件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で 7, 4 5 9 m²、契約件数は 4 件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で 1 4, 5 6 8 m²、契約件数は 6 件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 7, 8 2 7 m²、契約件数は 8 件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて 3 1 2, 5 6 8. 4 2 m²、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で 8, 9 9 3 m²、合計契約件数は 9 5 件、合計面積は 3 2 1, 5 6 1. 4 2 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区 1 2 件、河芸地区 1 3 件、安濃地区 2 0 件、芸濃地区 2 件で、合計 4 7 件、合計面積は 1 8 6, 9 1 9. 4 2 m²でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で 4 9. 5 %、面積で 5 8. 1 %となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。
人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3 枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第 3 1 条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号５１番から５７番及び７３番についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号９５についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第９号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第３回第１農地部会を終了いたします。

午前１０時４６分

上記は、第３回第１農地部会の議事を記録したものである。

令和４年３月１７日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____